

平成 20 年度(2008 年度) 第 4 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 21 年 3 月 30 日(月曜日)

午後 1 時 30 分開会

午後 3 時 30 分閉会

場 所 箕面市議会委員会室

出席した委員

会 長	増田 昇	氏	委 員	増田 京子	氏
委 員	池田 敏雄	氏	委 員	森岡 秀幸	氏
委 員	大石 吉部	氏	委 員	笹川 吉嗣	氏
委 員	笹川 秀司	氏	委 員	大町 凱彦	氏
委 員	弘本 由香里	氏	委 員	島村 治規	氏
委 員	内海 辰郷	氏	委 員	安井 賢	氏
委 員	神田 隆生	氏	臨時委員	大西 敏夫	氏
委 員	中井 博幸	氏	臨時委員	高橋 明男	氏
委 員	二石 博昭	氏			

委員 15 名、臨時委員 2 名 出席
(臨時委員は案件 1 のみ審議)

審議した案件とその結果

案件 1 市街化調整区域における土地利用方針の検討状況について【報告】
議案書に基づき報告

案件 2 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】
原案どおり議決

事務局（松政）

定刻になりましたので、ただ今から、平成20年度第4回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず始めにマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願い申し上げます。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次の方が発言される場合には、次に発言される方がご自分の前の青いボタンを押していただきますと先にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。なお、進行を進めていただきます議長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは増田会長、よろしくお願い申し上げます。

増田会長

みなさんこんにちは。それではこれより平成20年度第4回箕面市都市計画審議会を進めて参ります。

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また平素は、本審議会の運営に対しまして、格段のご支援ご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

事務局より所定の報告をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

事務局（松政）

定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員18名中15

名でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会議は成立いたすものでございます。

なお、小枝委員、新田委員、舟橋委員、澤木臨時委員より欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。以上でございます。

増田会長

はい、ありがとうございます。次に市長さんよりご挨拶の申し出がございますので、お受けしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

倉田市長

みなさんこんにちは。本日は、箕面市都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、会長はじめ委員各位におかれましては、公私何かとご多忙のところご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

平素は、本市都市計画行政のみならず、市政諸般にわたり、日頃から格別のご支援、ご協力を賜っておりますことをこの場を借りて厚くお礼申し上げます。

さて、本日の審議会には、2件の案件の審議をお願いいたしております。まず1件目は報告案件でございますが、「市街化調整区域における土地利用方針の検討状況について」、もう一件は付議案件として「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」の2件でございます。

1件目の「市街化調整区域における土地利用方針の検討状況」につきましては、昨年度から引き続き検討の取り組みを進めまして、今年度は中間報告として土地利用の基本方針等をまとめたうえ、さらにその実現方策について小委員会での議論も踏まえつつ検討を進めてお

るところでございます。前回審議会でのご報告以降、さらに小委員会でのご議論もいただきながら、何とか今年の夏頃には最終的なとりまとめを行うべく、市街化調整区域の土地利用の基本的なあり方及び地区計画ガイドラインにつきまして、それぞれ素案として整理いたしております。今回はそれらにつきまして、この4月中頃からパブリックコメントを実施したいということに先立ちまして、この場にご報告させていただきます。ご意見を伺おうとするものでございます。特に調整区域ですね、緑豊かな箕面というブランド力を形成してきた大きな一つの要素だと考えておりました、注目も高いと思いますし、私も関心の強い部分でございますので引き続きご指導いただきますようお願いいたします。

次に、「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」でございますが、こちらは生産緑地法第十四条に基づく制限解除に伴う生産緑地地区の廃止及び区域変更について、ご審議いただくものでございます。

以上の2件についてでございますけれども、委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、どうか慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げます次第でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

増田会長

ありがとうございました。

本日は、市長さんのご挨拶にもありましたように、報告案件1件、付議案件1件、合計2件についてご審議いただく予定でございます。長大な資料、皆様のお手元にお配りしたと思っておりますけれども

極力簡潔にわかりやすくご報告いただきながら進めたいと思います。まず最初の案件は、「市街化調整区域における土地利用方針の検討状況について」の報告案件でございますが、これは、今ご挨拶にもありましたとおり昨年12月の都市計画審議会でご審議していただいた後、小委員会で議論を重ねてきた案件でございます。今般、4月中頃からパブリックコメントを実施するということで、とりまとめられた案でございます。これについて報告を受けるものでございます。

この案件につきましては、小委員会にご参加いただいております臨時委員の皆様方にもご出席いただいております。議論に加わっていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、案件2は「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更」の付議案件でございます。毎年行っている都市計画変更であります。生産緑地法に基づく制限解除に伴う生産緑地の廃止及び区域変更等を、都市計画の地域地区である生産緑地地区に反映するものでございます。

本日の審議は2時間程度、午後3時30分を目途に終了したいと考えておりますので、みなさま方のご協力をお願いしたいと思っております。

それでは、案件1「市街化調整区域における土地利用検討のあり方について」市より説明をお願いします。

案件1 市街化調整区域における土地利用方針の検討状況について【報告】

市（まちづくり政策課 上岡）

< 案件説明 >

増田会長

何回か、この審議会に中間報告もしな

から審議を進めてきたと思いますけれども、今日最終的に市民の皆さん方にお諮りする素案を今日ご説明いただいたということでございます。何かご質問、あるいはご意見等ございましたら、少し長大な説明に渡ったものですから、少し意見交換しながら理解を深めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。はい、増田委員どうぞ。

増田（京）委員

今、説明いただいて、そして、パブリックコメントが始まるということなんですけれども。このパブリックコメントの原案ですか、それも頂いているのですが、今日の審議がこのパブリックコメントの中身を変える様なことにもなるのかどうか。ちょっとその辺が、4月の、もみじだよりには4月15日からパブリックコメントをすると書いていたと思うのですが。この、パブリックコメントの内容に影響するのかどうか、それともこれは、もうこのままで行くというおつもりなのかどうか。まずちょっとその確認をさせて頂けますでしょうかね。

増田会長

はい、事務局よろしくお願ひします。

岡課長（まちづくり政策課）

パブリックコメントにつきましては、今ご指摘のとおり、4月号のもみじだよりでパブリックコメントを実施することで掲載しております。本来、都計審の審議を経てパブリックコメントを公表するというのが筋だと思うのですが、配達の関係で若干早くに手渡っている所がありまして、先にパブリックコメントの実施が外に出ているのが事実でして、それはちょっと、申し訳ありませんでした。事務局といたしましては、予定通りパブリックコメントは実

施したいと考えておりますので。ただ、このパブリックコメントの案を今回は審議して頂くということになっております。ですから、パブリックコメントに向けて、もし、その案を、もっと修正すべきだというようなことで都計審の方からご指摘がありましたら、それは対応させて頂いた上でパブリックコメントは実施していきたいと。もしくは軽微な内容とかになるのであれば、パブリックコメントの実施後に、市民の皆さんの意見と併せて訂正するというようなことも出来るかと思ひますので、いずれかの方法で対応させて頂きたいと思ひております。以上です。

増田会長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。はい、他いかがでしょうか。

増田（京）委員

そうしたら、どの時点の議論をすればいいのかなと、今、ちょっと、分からなかったもので、整理させて頂きますけれども。

まず、確認なのだと思いますけれども、この、やっぱり、私もずっとこだわっているのはただし書き以降なのですが、おおもととしては、出来るだけ大阪府もこれ以上の市街化区域を拡大しないというのが一番大きな所だと思うのですが。まず、基本的なところですけども、地区計画にするというのであって、市街化調整区域を市街化区域に線引きはしないということでもいいのかということと、それから、都市計画マスタープランの適合型であっても、市街化区域にはしないという前提での議論なのかどうか。ちょっと、その辺を。これまで色々議論したと思うのですが、もう一度確認していただけますか。

増田会長

はい、事務局いかがですか。

岡課長

今回は市街化調整区域の土地利用のあり方について検討しておりまして、線引きをするかしないかということにつきましては、必要があればまたする場合もあるとは思いますが、今は市街化調整区域の中でどう土地利用をコントロールしていこうかと、いうことを議論していただいていると思っております。以上です。

増田会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

増田（京）委員

ということは、今ここではあくまでも市街化調整区域ということで、地区計画をうったところも市街化調整区域内のあくまでも、地区計画であると。それから、都市マスの所であっても今現在ここで議論しているのは市街化調整区域であって、線引きについてはまた違うところでの今後の議論というふうに受け取って、考えていいのでしょうかね。

そうしたら、ちょっと中身に入るのですけれども、ここで、その、地区計画をつくるときに合意の取り方ですけれども、ほぼ全員の合意をとるとということと、それから、周辺の人たちへの説明、というのがあるのですけれども、それは具体的に「ほぼ全員の合意」の「ほぼ」というのは、だいたいどれくらいの合意が必要なのかということと、それから周辺の人たちへの説明ですか、「周辺」というのはどれくらいの周辺なのかということをお聞きしたいのですけれども。例えばマンションであったら高さ3Hってありますよね。これは。

増田会長

ご質問されるときに、どのページ、どの手続きのあたりかということをお

ていただかないことには。

増田（京）委員

19 ページです。あちこちにあるのでね、「合意」というのも。

増田会長

まず、1番、周辺地区、あるいは地権者さんの合意というところで、手続きとしては1-19 ページ。

増田（京）委員

1-19 ページ、言っていた。1-13にもありますけどね。「関係権利者の概ね全員の賛同と周辺地域への周知説明や賛同の状況について」という所にあるのですけども。具体的に、今言いましたように、どういうふうな周辺というのをイメージされているのか。今、言いましたように高さ規制だったら3H、マンションだったら3H周辺っていうのが一応ありますけれど。その辺の事が具体的にありましたら、お聞かせいただけないでしょうか。

増田会長

よろしいですか。はい、事務局。どこか分かりますね。

岡課長

もう一度確認させていただきたいのですけど、1-19 ページの上の所ですかね。今「周辺地域への周知、説明と賛同」というふうに書いていますけども。

増田（京）委員

1-13 の7ですね。留意点の所の7ですね。「関係権利者の概ね全員の賛同と周辺地域への周知説明」なんですけど、概ねというのが、どれくらいかというのと、また「周辺」っていうのがどういう地域の「周辺」を考えていらっしゃるのかなと思って。

増田会長

よろしいですか。これは同じ事だと思

増田（京）委員

同じですね。

岡課長

概ねの関係権利者の概ね全員の賛同と、いうのはほぼ全員の賛同というふうに考えています。だから、もともと市街化調整区域の大規模要綱というものがありまして、さらに、まちづくり推進条例、そういった所で、開発をする際には関係権利者の全員同意ということを求めています。で、ここはそういう意味で書いておりまして、ただ、全員同意というふうに言い切りつつも、反対される方にも色々その理由もあって、そういったことは柔軟に判断していこうというふうに考えていますので、ここでその関係権利者の全員同意というのは、そういうこれまでの運用に従って、全員同意というふうに、ほぼ、「ほぼ」というのは100パーセントとは言い切りませんが、全員の同意だというふうに考えております。

増田会長

よろしいですか。

岡課長

失礼しました、あと、周辺ですけれど、これはケースバイケースで考えています。基本的には、その地区の学校区ぐらいが周辺地域になるのではないかと考えておりますけれども、そこに対してはきちんと周知、説明をしていただくというふうに考えております。あくまでもその都市計画を定めるに当たって、周辺は、接するところだけではなく、関係すると思われる地区というふうに考えますと、今のところ、学校区程度ということで、その開発地を含んでいる学校区ですね、そういったところ程度かなというふうに考えていますけれども、その都度考えていく内容かなと思っております。

増田会長

はい、よろしいですか。

増田（京）委員

ありがとうございました。ただ、本当は全員合意としたいのだけれども、というところで、ちょっと柔軟にされているのだと思うのですけども、100人で1人反対だと99パーセントですけど、5人で1人反対だと80パーセントになるのですね。ですから、その人数かパーセントをどう考えるのかになるのですけども、出来るだけ本当に全員合意という形にさせていただきたいな、と思うことと、それと周辺の説明を学校区って言いましたが、それは小学校ですか中学校ですか。それで、学校区も色々近い所があるので、そういうのも含めて両方するか。そこまで広げて考えたらいいのかなどうか。お聞かせ下さい。

増田会長

はい、どうぞ。

岡課長

実際に計画が出てきてどの程度の説明が必要かというようなことも判断することにはなるとは思いますけれども、出来る限り広く、というふうに求めていくことになると思います。中学校区と言いますとかなり広がってしまうこともあるので、小学校区程度、これもあくまでも考え方の目安として、絶対こうしますということではないのですけども、そういったことを基準にしながら考えていこうかなというふうに思っております。

増田会長

はい、よろしいですか、他いかがですか。ご質問等々ございますか。いかがでしょう。はい、大町委員どうぞ。

大町委員

今年度から委員になったばかりで、毎

回出てくるたびに疑問がますます深まっている訳なんです。1-7の基本方針の所で、市街化調整区域を原則保全を目指す、こうなっている訳なんです。ところが実際に議論されているのは、それでも市街化になった時の事をものすごく触れているのですけれども。そうすると「ただし」の事とどれだけ違うのかなあと。「ただし、真に必要な」と出ていますね。その真に必要なのと農あるまちづくりなんか、まちづくりということはすでに農地をつぶすという事なので、それとの関係が、今ひとつその、この会に出れば出るほど混乱してきて、よく分からない。これは、パブコメを行っても市民だって、原則、市街化調整区域を残すんだと言いながら、聞いている事は、まちをつくる時にはこうするんだというふうに、混乱する様な気がして、そこら辺がもうひとつ私は理解が出来ないんですけれど。

増田会長

基本的に、全て土地利用行為を制限するという事は法律上出来ません。法律上で、ある一定の都市的土地利用は認められている訳なんです。だから、それを適切にどう運用していくかということ議論しているというふうにお考え頂いたらいいと思います。だから、調整区域＝(イコール)全面的に開発抑制エリアですよというふうには法律上出来ないということなんです。それで、この場合は特に、箕面市の場合には基本的には自然保全地域というところと環境形成帯というところに関しては全面的に保全をします。それ以外の調整区域、特に、市街化区域との縁辺部に関して、これは法律上あるいは、都市計画道路沿道とかになると法律上一定の都市的土地利用が認められている訳です。それを

適切にどういうふうにして運用していくのかということ議論しているということで、それを全面的に禁止ということは法律上出来ないということなんです。

大町委員

それは委員長がおっしゃるとおりなんですけれども、下手に拡大解釈すると、法で許されているから、という風になりかねないのではないですか。

増田会長

だから、それを適切に、どういうふう合意形成しながら、どう運用していったらよいかをここで議論しているということです。

大町委員

例えば、農業政策というふうなことをおっしゃっていますね。その辺の議論は、これは都計審ですから仕方がないのかもしれないけれど、あまり表に出てこなくて、こちらの分だけが強く出てくるから、受け取っている側にしたら、下手をするとこのままずっと拡大で、この範囲以内であればいいんだといって、どんどん進む危険性があるんじゃないのかな、と私は懸念をするんですけれど。歯止めが出来ないのかなと。歯止めがこれだとおっしゃるんだらうと思うのですけれども。

増田会長

例えば、大阪府でいう調整区域の中での地区計画の規模要件は0.5ha以上で出来ると。箕面市の場合にはある特定の良好な住宅地形成、あるいは自然環境保全というふうなことをもくろんでいることも鑑みながらですね、規模要件を1.0haであるとか1.5haというふうな形で大きく取って行って、どちらかという抑制をしていくという形で提案しているということなんです。だから全く

抑制してないのではないですかというのは、それはそうではなくて、ここにこれだけの議論をしてきたというのは、基本的には、いかに抑制をするということを前面に出しながら展開していくかということをお話ししているということなんです。

大町委員

私は、別に抑制をしていないと言っている訳ではなくて、これだけで弱いんじゃないかなという気がしているという、感情的に、市民感情としてそんなふうを受け取るということを申し上げていたのです。

増田会長

基本的にはここでもかなり踏み込んで原則論、今日もお話をしているような、ア)イ)ウ)エ)オ)カ)がある中(ア)で、基本的には農業政策あるいは農業支援ということを原則としながら農地保全をやっていく、あるいは農業保全をやっていくということをベースにしながら展開します、ということを出しているというふうにここでは皆さんにお話ししているつもりなわけですけれども、何しろ都市計画手続き上の話ですので。そうしたら、農業政策は具体的にどうするのですか、という話については、基本的には別途農業基本方針、つい最近出来たところですし、そこでも明確に打ち出されているというふうにご理解頂いたらというようなことだと思っておりますけれども。

はい、大石委員どうぞ。

大石委員

初歩的な質問かも知れませんが、資料でいいますと、1-8ページから1-9ページあたりに書いてありますけれど、「農あるまちづくり」ということなわけですけれども、言葉で言うと「農あ

るまちづくり」というのは簡単なようで実際なかなか難しいと思うんですね。それで、具体的な事例として、私の理解としては特定土地区画整理事業がそれにはまっているのではないかというふうに思うんですけども。その辺はいかがでしょうか、というのがひとつ。

2点目は今の特定土地区画整理事業の場合、当市でも何力所かやっていますけども、集合農地区と地区計画との関係ですね。その辺は集合農地区の所は地区計画の範囲の中に含めないのか含めるのか、その辺ちょっと教えていただきたいなど。以上2点です。

増田会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょう。

たぶん今ここで言っている「農あるまちづくり」は、特定土地区画整理事業ではなくて、今、大阪府でこの4月から運用しています農空間保全条例に基づく「農あるまちづくり」ということをかなり想定されているということですので、少しその辺をご説明いただけますか。

広瀬次長(都市計画部)

まず特定土地区画整理事業の事ですけども、特定土地区画整理事業は宅地化を進めるという方が主目的です。ですので、対象となるエリアは市街化区域です。市街化区域の中に農地が厳然として残っていて、なおかつまちづくりを進めたいと、そういう場合に、一部にはやはり農地を続けたいという人がおられるときに、特定土地区画整理事業でだいたい全体の3割ぐらいを農地ゾーンとして、集合農地区として、残していくということなんです。

ここで今回提案させていただいているのはあくまでも市街化調整区域の話ですので、市街化調整区域の中で出来る

だけ農地を残していただきたいのですが、やっぱり色々な事情もあるだろうから、ちょうど特定土地区画整理事業の逆転の発想で、そのうち3割くらいはまちづくりを認めていこうと。そのかわり認めるからには良好な住宅地にしてもらわなければいけないので、地区計画をしっかりと決めてください。ということで考えていることです。

それと、元に戻りますけれども、特定土地区画整理事業の場合の集合農地区の地区計画の考え方ですけれども、今までの箕面の事例で言いますと、集合農地区にも地区計画をかけています。それはあくまでも市街化区域ですので、例えば生産緑地であっても色々な事情で行為制限が解除される場合もありますので、そうしたときに何か建物が建つということが想定できますので、建つ場合には守ってくださいよ、というスタンスで地区計画、地区整備計画をかけさせていただいているということです。

増田会長

よろしいですか。はい。

大石委員

集合農地に地区計画をかけるとなればですね、規制する法律そのものが農地関係と都市計画関係と分かれてくると思うんですけれども。その辺、集合農地で地区計画に入れてしまった場合に、何かで変更しようとした場合に、全部都市計画審議会にかけて都市計画を変更せなければいかん事になってくるのではないのかな、ということでお尋ねしているのです。

増田会長

はい、事務局どうぞ。

広瀬次長（都市計画部）

集合農地区に地区計画をかけていてもですね、繰り返しになりますけれど

も、仮に宅地化するときに守ってくださいよ、というルールを決めるだけです。例えば農転とかが起こって、農地が宅地に変わったからといって都市計画変更で地区計画を変えるとかそう言う必要は生じない、ということで今までも運用させていただいております。

大石委員

制限の内容がそういうふうになっているわけなんですね。

広瀬次長（都市計画部）

はい、具体的に言いますと、たいがい集合農地区の所にかける地区計画については、戸建て住宅にしましょうとか、一部が宅地化されても周辺の集合農地区に影響があまり及ばないような制限内容は、あらかじめかけておくと、そんなことで対応させていただいています。

増田会長

よろしいですか。はい、他いかがでしょうか。はい、森岡委員どうぞ。

森岡委員

17 ページに示されています地区計画の技術基準ですね。これは土地利用整序、既存集落整序とか、都市マスのこういった形でやるときにかかってくるとは思うのですが。むしろ、いわゆる農地としてですね、住宅を整備していくとかいう、いわゆる生活環境基盤を整備していくっていうよりも、農地をもうちょっと付加価値を上げていこうというような建築物が出来るようなときの、その規制と申しますか、基準というの、特にここでは考えられないのでしょうか。特に、これもあくまで事例というか、その一例ですけどね。例えばラインガルテンのような形で市民農園をもうちょっと高度化していこうといこう様なときに、建築物を建てたいのだというようなニーズが出たときは、これ、どういうふ

うに対応されるかという感じがちょっと残るんですが。要はその住宅、戸建て住宅に限定するというようなことになってきていますよね。その辺、本当に将来的なニーズ、これでカバーしきれのかなという考え方が一つあるのですが。

増田会長

事務局いかがですか。はい、どうぞ。
岡課長

用途につきましては、山すそ部では戸建て住宅に限定していますし、平野部については一低専並みという用途にしているということで、例えば、想定される建物というのは宿泊施設とかそういうことですかね。

森岡委員

例えば、集団、何人かで共同して農作業をやっている時に、まあ、交流施設と言ったらいいんでしょうかね、そういう様なことで使いたい、というような時のね。

岡課長

そういったものを、地区計画を定めてやるべきかどうかという事があると思います。あくまでも、今、想定しているのは、地区計画についてはこういう一定の住宅とかを導入して、それなりのその環境の改善を図っていくというような手法として地区計画は考えておりますので。そういったことにその地区計画をどのように活用出来るかについて言うと、今の中では想定はしていないという事でございます。

増田会長

たぶんクラインガルテンなんかの共同利用施設の様なものは、むしろ農業用の施設という形ですから、あえて地区計画の対象としなくても成立する訳ですよ。だから、あえて、それを地区計画の手続きをするのか、あるいは農業振興と

いう視点の中でそれをサポートする農業用施設という形でしたら十分対応出来ますから、それで十分対応出来るのではないかというふうなことを想定しているということです。

森岡委員

そうすると、ここで言う建築行為を伴わない土地利用というような部類に入れるという様なニュアンスでいいのですかね。

増田会長

いや、そうではなくて、農業用の資材置き場とか農業用の支援をする施設は今でも可能ですから。ここはあくまでも住居系の土地利用整備をしながら住居系の建築行為が発生する場合の制限と基準、というふうなことを想定しているということです。

森岡委員

それともう一点関連ですけれど、戸建て住宅に限定するという、あるいは平野部においては戸建てを基本とするということですが、相当といたしますか、ほぼ同じ様な意味でですね、例えばテラスハウスのようなものもですね、その戸建て住宅に限定されず、前回も事前の勉強会では、いわゆる規模、形態というようなことも基準にあるようですけど、念頭にあるようですが、テラスハウスのようなものもですね、あんまり大規模でなければ、あるいはいけるのではないのかなと思うわけですよ。だからその辺も排除していくのかという事なのですが。

増田会長

はい、事務局いかがでしょうか。

岡課長

元々、箕面市の方では市街化調整区域の大規模開発の指導要綱があり、その中でも山麓部については戸建て住宅に限定していくという考え方を持ってお

ります。どの程度の何だったらいけるのではないかという話はあるとは思うのですけれども、今、考えておりますのは、基本的には山すそ部ですので山なみ景観への配慮、そういったものも必要であるので、一定 200 m²以上という広い敷地規模で、戸建て住宅でゆとりを持って建てていただきながら、十分に緑地とかそういったものを配置していただいて、山なみ景観なんかのインパクトの低い住宅地をつくっていくということを市として方針として行きたいと考えております。以上です。

増田会長

よろしいですか。そうしたら、中井委員どうぞ。

中井委員

すいません、あの、それぞれ5カ所でしたか、市街化調整区域がありますけれども、それぞれの場所を大体は把握しているつもりですけれども。それをこの維持保全というふうに、1-9 ページで書かれておりますけれども、この維持保全という意味ですね、今のままの状態で置いておくのかと。置いておくのが維持保全なのか。ではなしに、ある程度農地として面的な整備をすることも維持保全になるのかというのが先ず一点と、それから、面的な整備をする、維持保全をするに、その、先程おっしゃいました、ほぼ全員の合意がいるという事ですけれども、先程増田会長の方からおっしゃいましたが、市街化調整区域、市街化と隣接しているような土地でそれがもう法律的に認められない様な状態の中で、全員の合意を得てその農地としてだけの面整備というのは非常に難しいように思うのですけれども。そこのところのこのさらなる、その下にさらなる支援メニューと書かれておりますけれども、そこら

辺は市としてどのような支援を考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

増田会長

よろしいでしょうか。たぶん 1-9 ページのスライドナンバー17番の所ですね。その所に「農あるまちづくり、維持保全の取り組み」というのと「さらなる支援メニュー」ということをここに書かれていますけれども、それについて少しご説明いただきたい。

吉野専任副理事（地域振興部）

通常の維持保全の取り組みについては、今でいう農空間の条例がありますね。あの場合は基本的に農地を継続して営農出来るような形で基盤整備の更新、あるいは整備ですね、そういう形のもんです。ただここにある「農あるまちづくり」の中に、今2つの条例がありましてね、この条例の中では「農空間づくりプラン」というのが、これは、一応あくまで基本的には農地の整備なんですよ。農地をどう整備していくか。そのためのプランづくりなんですね。この「農あるまちづくり」というにはその中の今おっしゃったような都市的土地利用が出来る、例えば幹線沿道とか、そういうところとセットもんでですね、大きく面をとらえて、いわゆる都市的土地利用も含めた農地の保全という話がこの「農あるまちづくり」だという話の中で、そうすると従前の農空間づくりプランであれば農政だけの基盤整備だけでいいんですけれども。それ以外に都市的土地利用が入ってくると、さらなるメニューをですね、都市づくりもまちづくりも含めたさらなるメニューを追加していく必要があるだろう、と。こういう話で具体的なまちづくりの支援メニューについてはこれから色々、検討していく訳でございま

すけれど。農空間の話は既に基盤整備内容は決まっていますので。さらなる支援メニューは今やっているところでして。以上です。

増田会長

よろしいでしょうか。はい、中井委員。
中井委員

それでね、農空間の話はよく分かっているつもりですけれども、それを府の支援といいますか、補助金を借りてした場合に、もう何年かは農業しか出来ないという形にしかならないと思うのですよ。また、道もそういう風な感じの3mあるか3m50ぐらいの道しかつかないし。ということで、そのような状態で今のこの箕面のこの市街化調整区域の中で合意は得られるのか。ですから、理論上はね、お話を聞いていて理論上はものすごくいいんですよ。それを、その全員の発意を得られるような市は支援が出来るのか、また、そういうふうなことで農家の皆さんが合意をしてくれるのかということが非常に私は難しいと思うのですね。そしてまた、このままおいておけば、私は常々言っていますように、機械化されない様な農地はおそらく農業を続けていくのが難しいと思うので、必ずその面整備というのと、それから農地として残す、まちづくりをするというのは全然意味合いが違ってくると思うんですね。そここのところ、どうして分けておるのかなと。というのが、私は不思議で仕方がないのですけれども。農地を残せという話と、まちづくりをするという話と、農場を整備して農業して下さいという話とは全然違うと思う。そもそもの保全という考え方がどの状態が保全という形なのかと。

増田会長

はい、事務局どうぞ。

吉野専任副理事（地域振興部）

保全というのは、基本的に、先程委員長もおっしゃいましたけれども、農地の中でも都市的土地利用を規制できるエリアと規制出来ないエリアがありますよね。そういうエリアの方の地権者とあるいは完全に農地しかできないエリアを持っている農家の方ですね、それをトータルに地域全体で広域的にまちづくりを考えてくださいよ、と。こういう話なんですね。単なる農地だけだったら今までの農地基盤整備できるんですね。だから、もう少し今回こういう土地利用の大きな見直しなんでね、その中でマクロ的にとらえてもらって、やってもらう。土地利用の整序を自分らで決めてもらうと。自分らがルールを作ってもらおうと、そういう話ですね、だから基本的にはなかなか合意に達するのは難しいと思うんですが、しかしながら、自分らのエリアです。例えば、今やっております、新稲の調整区域ありますね。あの方々は既に4月から協議会が立ち上がる訳ですね。一応、基本的には農空間づくりプランの方向では行くのですが、その中で、一応農あるまちづくりという、こういう全域的な将来を見通した中で、一応、ご存じですよ、沿道にある方もありますよね、という、こういう話はしています。だから、基本的には農空間づくりプランと、もう一つの農あるまちづくりという大きなプランもあるんですよと。その中で基本的には農あるまちづくりの方でいきまして、その中でどうしても出来ないというのであれば、縮小してですね、農空間づくりプランで基本的に営農を継続してもらおう。今おっしゃったように3m道路でもいい。耕運機が入るような道路を作ってもらってですね、将来の継続を目指してもらおう。こ

ういうふうな2つの方法でね、今考えてもらっていますんでね。なかなか100%ね、同意するというのはなかなか難しい話ですけども。それは、皆さんの、地域の皆さんの土地利用ですのでね。それはなかなか一朝一夕には行きませんが、その方向で考えていくという、基本的な方向がここに出ておりますのでね。まあ、出来たから100%行きますという話ではないと思います。時間がかかると思います。以上です。

増田会長

よろしいですか。はい、中井委員どうぞ。

中井委員

最後に、これは、箕面がこういうふうな町ではなく、例えば、能勢町のように、もうあまり市街化がそばまで来てない、ずっとこのまま農業をするしかないのだと、言い方が悪いかもしれませんが、というような形の所であるのなら、私はこれで全然問題が無いと思うんです。そうではないだけにね、本当にこの理論上はものすごくいい理論だと思うんですけども、これがどこまで現実味があるのかということ踏まえて、もっと現実味のある話、まあ、こういう言い方したら失礼ですけども、の方が、私はいいのではないのかなと思います。

増田会長

どういうご理解をいただいているのかということですけど、全ての「農あるまちづくり」、カ)のタイプで全てやるかということ、そうではなくて、議論の中では、小委員会の中では全域このカ)のタイプでやったらどうかという議論も沢山ございました。ただ、今おっしゃるように、全てこのまちづくり型で展開できるかといったらそうではなくて、それをやっていくためにはかなりの時間

がかかります。一方では法律上認められている土地利用もあるということで、ア)イ)ウ)エ)という形の中で、基本的には原則として法の範囲内を適切にどう運用するかという枠組みの、)という大きな枠組みと、それと)の農あるまちづくりという枠組みと、3番目は都市計画上、都市マスに位置づけてという都市構造上必要なものということですけども。基本的には))を併用しないといけない、というのがこの箕面市の一つの状況だろうと。)の農あるまちづくり型で全ていければいいんですけど、なかなかいけないというのが実態なのではないかなと。従いまして、ここで言っているのは、)だけが目立っているようになるかも、印象与えたかもしれないかもしれませんが、大きな意味で1-6ページ全体の組み立てというところに書いております、)「基本方針の着実な実現」という話と、)「農あるまちづくり構想に即した土地利用の実現」という話と、)「都市構造上必要な土地利用の実現」と。この3つを併用して動かさざるを得ないというのが実態ではないかなという事だと思うんですけど。

他、いかがでしょうか。はい、二石委員どうぞ。

二石委員

私は、この山すそ部と平野部のこの線引きね、これにすごく疑問を感じるんですけども。そこでも、地区で、粟生地区ですよ、粟生地区においては隣接の方は既に第一種低層なり中高層、囲まれた地域であるのにね、150㎡ですよ、150㎡以上でやればいいのに、今回は200㎡以上の敷地面積としていかなければならないということになっているんですよ。これが現実的に200㎡以上に

敷地面積としてはなるのでしょうか、仮に決めたらなっていくのでしょうか、しかし、事務局が考えておられる様な形で建物がゆったりした形になるのか、面積が大きいゆえにそこに建物が2つ建ってしまって、山なみ景観を一方では阻害をしていく要因、こういう事に働いて行くことは無いのかなという、ちょっと疑問を持つんですけれどもね。だから、二面性があって、一つは道路で、大きな、道路で、都市計画道路で線を引くのは可能なんですけれども、やっぱり、都市の隣接の状況を見て、隣接の建物の状況を見ていったら、粟生地区において、やっぱり150㎡の方が具体的には好ましいのではないのかという思いがするのですが。そこら辺はどうですかね。

増田会長

いかがでしょうか。資料でいいますと1-16 ページの所に、今の条例・要綱等で山すそ部と平野部を分けている図があるかと思えますけれど。はい、事務局の方、いかがでしょうか。

岡課長

粟生地区というのは、この、青松園に隣接している地区のことですね。

二石委員

粟生地区って言ったら、西田橋の境界ですよ。

岡課長

まず、この都計道路で切っている理由なんですけれども、これにつきましては、もともと、先程も申し上げましたように、大規模開発の指導要綱の中でそういうふうな考え方を持っていたという事が一つと、都市計画といたしましても高度地区を全市的に見直したときに、特に山なみ景観への配慮が必要な区域ということでこの都市計画道路から北については位置づけているということも

あったということで、今回引き続きですね、特に配慮が必要な地区として都市計画道路より北側ということで山すそ部というふうにゾーニングしています。ご指摘がありましたように、200㎡以上ということになったときに、その敷地に2棟建って、さらに建て詰まりのような事が起こらないかということなんですけれども、これにつきましては、この200㎡という意味は1敷地ですので、1宅地ですので、1つしか建物は建てられないという事の想定で運用していきたいというふうに考えておりますので、今、ご心配頂いている、建物が2つ建つというようなことについては、無いということです。ですから200㎡以上ということで比較的ゆとりのある住宅地が形成できるんじゃないかというふうに考えております。

二石委員

基本的には農地をどう保全をしていくかが本来の目的であって、しかし土地所有者の方々の色々な思いの中で宅地化を進めていかなければならない場合に、どういう網掛けをしていくのかが今の議論ですんでね。一回、そう言う意味では、もう一回敷地割りのあり方については、私は地権者さんの意向をしっかりと汲んだ上でルール化してほしいなと思いますね。私は第三者的に見たときに150㎡であろうが200㎡であろうが敷地の問題と景観の問題というのはそう大きく相違はないと考えていますので。どちらかといえば、農地を確保するという観点からどれくらいの面積であったら一体感のある形を作るのかね。できればもう一回最終のおさえではこの敷地面積のあり方について、地権者さん、土地所有者さんの意向を極力汲んでいくような形でちょっと対応していけたらと

いう思いであるという事をこの場で申し上げたい。以上です。

増田会長

はい、分かりました。ありがとうございました。

他、いかがでしょうか。はい、池田委員どうぞ

池田委員

私は去年の暮れからこの審議会に加わりましたので、それ以前に色々ご検討されていて、皆さんが同意しておられる事なのかもしれませんけれどね、その所、ちょっともし、そういう話であればご容赦頂きたいのですけどね。私が聞きたいのはですね、いわゆる、私は豊中市の方でまちづくりに色々関わっているんですけどね、豊中市にはまちづくり条例というのがあってね、そこで研究会を立ち上げさせて、それから協議会をつくってということをやっているわけですね。この箕面市にもですね、いわゆる市街化区域など、いわゆる駅前のまちづくりとかね、そういうまちづくり条例とかね、まちづくりとかいうようなものが別途、ソフト、ハードを含めてやっておられるんだしたら、ここで言うまちづくりってというのは、いわゆる市街化調整区域に関わる地区計画かなにかをつくる際の特殊なまちづくりで、どちらかと言えば、どこにその道路をつくるとか、どこにその建物を建てさせるとかというような、何かハード的なものに重点を置いた特殊なまちづくりと思うんですよ。だから、もし、それが2種類あるんだしたら、それをきちっと説明しておかないと、このパブリックコメントをやったときに、たぶん市民の皆さんは、どっちのまちづくりなのか、その所、非常に誤解を生んだり、混乱を招いたりする可能性があるのでは無いかというのがひとつなん

ですね。

それで、もう一つは、1-19 ページの所に、手続きの流れ、ってことで、地元からのまちづくりの発意と、それから提案書がまちづくりの計画、概要作成って書いてありますね。こういうのはなにか非常に曖昧なことに思えてしょうがないんですけどね。地元ってというのは何を持って地元っていうのか。そこで、先程私が豊中の例で言ったように、例えばそこにそういう一つの雰囲気をつくるように働きかけて、そして、研究会から始まって、協議会というものが出来て、協議会を作り上げるには一定の要件がいる訳ですけど、そういうものを認定して、その者に提案をさせるということなのかね。そういうのはここのは任意で、誰でもいいのだ、という話になって。その所ちょっとお尋ねしたいのですけれど。私はそういう立ち上げの時からね、ある一定の素地期をつくってやらないと、なかなかまとまらないと思うんですよ。特にその所に、権利者等の賛同とありますね。権利者が後から入ってくるような格好なんだけど、権利者なども入れて、みんなでもってどうあるかということをやっていくないと、特定の人だけがやって、そんなの後で権利者の賛同を取ろうなんていうとなかなか出来なわけですよ。だから権利者なども一緒に入れて、そして進めるということ。だからそこで言う提案者とか地元とかというのは、何か組織を予定しておられてその組織から提案してもらおうかという話なのかどうか、ということをお尋ねしたい。

増田会長

はい、分かりました。いかがでしょうか。

岡課長

まず、都市計画提案制度に基づきまして、市の方でもマニュアルを策定しております、これはずいぶん前から都計審のご意見も伺ってマニュアルを策定しているということがあります。その中で、提案の要件として、法律の要件なのですけれど、地権者の3分の2以上の同意がいるという事で、その区域内の地権者の3分の2以上の同意は必ずいるということになっているので、もちろん組織としてはそういう地権者が主となって作るような組織であるというふうに考えております。あと、実際に地元のまちづくりの発意と書いてありますけれども、どういう形で出てくるかというのか。いわゆる有志の方が集まってどうしようかという話をされて、市に相談に来られながら、地元の方にも同意を得ていくというようなことで、だんだん取りまとめていかれるような、そういう流れを想定しているのです、こういう書き方になっていますけれども。仕組みとしては、例えばその協議会とかそういったことを作っていただく事も有りだと思っておりますし、あと、そういった協議会なりで、検討するような事業について、市の方から人的な支援であるとか、財政的な支援をやるようなまちづくり推進条例の仕組みもありますし、この部分については色んな形に対応できるように今の制度を使いながらやっていきたいというふうに思っております。

池田委員

では、やはり、まちづくり推進条例という、別途箕面市全体のまちづくりを推進していくシステムはあるんですね。

増田会長

そうですね。今、市街化区域で運用されている条例があると。

池田委員

そうすると、それと誤解を生まないように、ここでもまちづくりという言葉をややこしく使うけど、やっぱりまちづくりというのは何をもちまちづくりというのかということを示さないと、市民の方は誤解をしたり、混乱したりすると思いますので、その所は注意をされたいというふうに思いますね、私は。

増田会長

はい、ありがとうございます。これは非常に難しい言葉で、「農あるまちづくり」というので、その「まちづくり」と違う形でやっているのですけれど、最後の言葉が同じだという分、誤解を招くというご指摘であった。ありがとうございます。

増田（京）委員

今の話もそうなんですけれど、やはり、大町委員も言われたように、本当に農業をきちんと維持していくようなまちづくりを目指しているのか、それともここは開発できる区域として、市街化調整区域だけ開発出来る区域として、地区計画をうちますよという、どっちに重きを置いているスタンスなのかという、やはり、こういう都市計画の要綱とかなので、その辺は難しいとは思いますが、市民の人が見たらなかなか分からないから、一番最初、私も市街化調整区域でも開発できる区域を作るんだというふうに捉えがちなんです。色々本当に丁寧に説明の資料を作っていただいているんですけども、そういうところの遊休地を見ても、山すそでも1.5haを超えるところがあると。この法律の改正でも民間が提案できるとなりましたよね。今、地権者と言いましたけど。この辺まとめて民間がみんなそこに行って、それで、提案したらもう出来る訳なんです。だから私は最初「同意」とはどうい

う事だとお聞きしたんですけど。だから、やはりこういう遊休地とかそういう所とかに開発圧力がかかってくると。その時に少しでも市としてはいいふうにしたいという努力は分かるんですけども、やはり、今、色々農業のこととか言われていたんですが、やはりもっとそのためには農業施策というものに力を入れなければいけないのではないか。これはこの間ずっと言われてて、小委員会でもそういう議論がされているんですけど。それで説明資料にも、農業のことね、今、中井委員も言われましたけれど、書かれているんですけど、でも正直言って、私、今回この箕面市の新農業基本指針ですね、それも見ながらですけど、確かに朝市も触れてきたし、体験農業なんかもされていますけれど、でも、やはりその本当に農のあるまちづくりをするに関しては、指針はいいけど、まだ本当に十分かといったら、その辺がまだまだ私は心許ないところがある。大阪府の農空間のも利用するし、色んな事を努力されてきていることは見えるんですけど、やはりもう一步突き進んでやっていただかないと、この、市民から見たらやはり開発出来るところを市街化調整区域に作るんだと見られるんですね。だから、ちょっとその辺の農業施策に関して今回機構改革でみどり部になりましたけれど、その辺、出来たら市長さんの農業に関する取り組みとかに関してお考えがあったら、お聞かせいただけたらと思うんですけど。

増田会長

はい、どうぞ。

倉田市長

すごく難しい質問というか、非常に漠然としているんでね、すごい難しい質問だなと思いつつ、今聞いていたんです

けれども。僕自身も特に箕面市の農業というのは月並みな言い方ですけども、力を入れたいんですよ。なんで力を入れたいかっていう思いというのは、色々あるんですけども、僕自身の特に強い問題意識からいくと、箕面のやっぱり街のブランド力にとってですね、農業の存在というのは非常に重要だというふうに思っています。大阪で、梅田からですね、たった20~30分で来られるこの距離にこれだけの農業が可能な地域があり、農産物があり、かつ、それが景観も形成していて、背後の山すそと一緒にですね、その箕面のブランド力が出来ているというふうに思っているんで、その観点からも農業というのに力を入れたいというふうに思っています。ただ、その一方で、どうしたらいいのだろうと。どうしたら本当にその「農」が守れる、または守れるどころじゃなくて成り立っていきける、しっかり「業」として成り立っていきけるのか、というものに関して、僕自身は今この瞬間には少なくとも明快な答えというのは残念ながら持ち合わせていません。今まで、もちろん箕面市も農業委員会を中心として農業政策というのを取り組んで来ていますし、その一定の成果としてですね、それこそやっぱり徐々にではありますけれども、さっきも言いましたが、朝市が増えてきたりとか、農業者さんの方々が前向きに新しいことにチャレンジをする、というような農業者さん一部出てきている、というのは、これはおそらくこの間の取り組みの成果だというふうに僕自身は認識をしています。ただ、あと、最後中井委員もおっしゃっていましたが、じゃあ、実際農業出来るような何らかのハード整備といったらいいのですかね、ハード面からの支援というのをもた

ぶんいるだろうというふうに思っていますし、あともう一つ僕自身が足りないのではないかなと思っている要素は、そもそもその農産物自体に対する需要、要するに買い上げる所ですね。地元の農産物をしっかり買い上げていくところ、かつ、それに対してそのお金が回っていく循環という意味で、いわゆる商業であったり、観光業であったりとかですね、そういうところとの連携というのも実は欠かせないのではないかっていうふうに思っていて、そのあたりが全部ちゃんとそれぞれきっちり役割が位置付いて、全体像がこうイメージが出来て回っているかな、という所が、まだ僕自身には自信がありません。だから、これ一発やったら必ず解決するよというようなものはもちろん無いですが、ただ、そもそも全体像のビジョンがちゃんと描けているのかなというところが、僕自身はちょっと、まだ腑に落ちていない部分がありますのでね。だから、その部分を含めてやりたいという趣旨で今回「みどりまちづくり部」という部の中に農業も一緒に放り込んでしまうという形で考えているところなので。答えを持ち合わせていないので明快な答えになっていないんですけども、思いとしてはそういう思いでいますので、そういう意味ではこれも一つの、全体像の中の一つのパーツでもあるというふうには理解しています。以上です。

増田会長

よろしいですか、はい、どうぞ。

増田（京）委員

最後にしますけれど、たぶん市長の方針はそうだろうなと思いますけれど、具体的にまだ循環できていないというので、それを、早急につくっていただきたいというようなことと、新農業基本指針

がありますので、ある程度書かれていますね。今、言いましたように、生産、販売の所も、地域の小売店やレストランがどうのこうのって書かれていますけれど、やっぱり、まだそこまで行っていない。これは10年計画ですけどね。だから、もし、本当に農を大事にしたまちづくりをしていくのだったら、これをもっと強力に進めていかなければいけないのだろうと。例えば、愛農郷の事で農業塾のことを書かれていますけれど、私はあれでは弱いと思うんですよ。もっと市が中心になってやるとかね。そういうふうな、色々アンケートを採られたりとか、農業者に聞かれているのも知っていますけれど。そういうことを、もう、本当に強力にやらないと、市民の人はやっぱり市街化調整区域でも開発できるのだなっていうような印象が強くなると思うんですね。是非、それを具体的なイメージを作っていただきたいと。それから、ここに書いてあるのは「市が農業協同組合との協働により推進組織の中核を担い」って書いてあるんですけど、私は残念ながら大阪では農業協同組合っていうのは弱いと思うんですね。ですからここに頼るのではなくて、もう、市として、市が引っ張っていく様な形で是非やっていただきたいなという思いを持っていますんで。もうこれは要望にしておきますので。

増田会長

よろしいでしょうか、他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

池田委員

1-17 ページですけど、その用途制限という所で、山すそ部は戸建て住宅に限定するという事とね、その床面積が50㎡と書いてありますね。これは数字はどこから出てきたのかちょっとお

うかがいたいのですけど。これは1階の部分だけを言っているから2階建てにするなら100㎡、3階なら150㎡と理解したらいい訳ですか？それで、仮にそうだとでもですね、箕面市の住宅の平均の床面積はもっと広いと思うんですよ。私は東大阪でも審査をやっていきますけれど、東大阪ならこれでもいいんだけどね。どういう意味なんですか、これは。

増田会長

これは併用住宅、兼用住宅の場合です。兼用住宅の兼用部分が50㎡以下になるようにということです。

池田委員

だから、その1階の面積が50㎡と。

増田会長

いや、住宅に供する以外の部分が認められる訳ですけど、住宅の用に供しない部分を50㎡以下にしないで、50㎡以上にするのだめですよということです。これはたぶん、かなり、読みづらかったのかもしれませんが。

池田委員

そういうことですか、分かりました。

増田会長

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これは色んな意味で難しい、本当の意味で、実態として、なかなか農業が経済的に成立していないという部分があって、本当の意味でなかなか。私も今、大阪府の農業審議会の会長をして、農業の維持・保全ということをやっていますけれども、起死回生の答えがあるかといったら、なかなかなくてですね、難しい状況にある訳で。一方でやはり農空間というのは非常に環境的価値というのが非常に高いということも一方ではあると。そのちょうど狭間の中で非常に苦しいような状態になっている訳ですけど

も。今日頂いた意見、ごもっともなものも沢山ございましたけれど、とりあえず一度これで市民の皆さんのご意見を聞いてみるというパブリックコメントをさせていただくということでよろしいでしょうか。その答えが返ってきた段階でもう一度ここで議論をさせていただくという形をお願いしてよろしいでしょうかね。

はい、わかりました。そうしたら今日少しご議論ございましたけれども、これで一度、スケジュール的には4月中旬くらいを目標にパブリックコメントをして、そこから、少しどんなご意見が出てくるかもしれませんけれど、再度ここでもう一度議論させていただくということで前に進めさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

そうしたら、ありがとうございました。案件1が終了いたしましたので、今日、小委員会の高橋委員と大西委員が出ていただいてこの間非常に積極的なご議論に参加いただきました。どうもありがとうございました。

(臨時委員 退席)

増田会長

続きまして、案件2「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、これ例年のことでございますけれども、市より説明をお願いします。

案件2 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】

市(公園みどり課 川崎、桃山)

<案件説明>

増田会長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見、ご質問等がないようでは

たら原案どおり議決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

増田会長

異議がないということでございますので、原案どおり議決されたものと思います。ありがとうございます。

それでは、今日予定しておりました案件、報告案件1件、付議案件1件の2件無事終わったというふうに思います。長時間にわたりまして熱心にご議論していただきありがとうございました。

これで今日の日程を終えたいと思います。活発なご意見をいただきましてありがとうございました。

これで、平成20年度第4回箕面市都市計画審議会を閉会いたしたいと思います。どうもありがとうございました。